

政務活動費の使用実態と 自治体議会の自律性

辻 陽*

目 次

はじめに

第1章 政務活動費とその運用に関する研究

第1節 政務活動費制度とその意義

第2節 政務活動費を取り扱った研究

第2章 政務活動費の使用実態

第1節 分析の視点

第2節 分析対象とデータ

第3節 分 析

第4節 小 括

結びにかえて

はじめに

地方議会の政務活動費をめぐるのは、その不正使用がたびたびメディアで取り沙汰されるなど、どちらかといえば負のイメージで語られることが多い。だが、本来政務活動費とは地方議員がその求められるべき機能を果たすために必要な金銭であると考えられる。そこで本稿では、この政務活動費に焦点を当て、その使用実態を明らかにする。

まず、第1章で政務活動費が創設された歴史的経緯について振り返り、議員による調査研究活動が制度化されたことの意義を明らかにするとともに

* つじ・あきら 近畿大学法学部教授

に、政務調査費から政務活動費へと変更されたことによって議会活動における政党の役割が強化された可能性があることを指摘する。また、政務活動費を取り扱った研究の多くが、政務調査費制度との違いや用途の公開状況、そして制度改革の方向性を論じたものであり、地方議員による使用実態を明らかにした研究がほぼ存在しないことも確認する。

第2章では、分析対象と着眼点について述べたうえで、各自治体議会における政務活動費の項目立てと使用状況について明らかにする。すなわち、全国市議会議長会の設定した政務活動費の項目案にどの程度依拠して各自治体議会が項目を設定しているか、そして議会・議員機能の強化と地方政治レベルでの政党活動の活性化に向けてどの程度政務活動費が活用されているかを、兵庫県内市町議会を対象に分析を行う。本稿で明らかになるのは以下のとおりである。第一に、人口規模の大きな自治体の議会では、市議会議長会が示した政務活動費の支出対象のメニューを、費目名は違っても実質的にほぼすべて設定できるものの、逆に人口規模が小さな自治体の多くでは、同議長会が想定した項目すべてを政務活動費の支出対象として設けることができず、調査研究や研修といった議会機能の強化につながる利用が額の制約により限定的なものに留まっていることである。第二に、政党活動につながりうる、要請・陳情活動に使われる政務活動費の額が非常に少なく、中央地方政府間の政治的関係の強化策としても政務活動費が活用されていないということである。

最後に、自治体の人口規模が大きな議会や議員には自律的に行動できる余地が残されている一方で、人口規模が小さな自治体の議員は、財政的制約のために地方自治法や市議会議長会が想定しているような政務調査活動を採りえないという根本的な問題が存在することを指摘する。

第1章 政務活動費とその運用に関する研究

第1節 政務活動費制度とその意義

分析に入る前に、政務活動費についての説明を行っておこう。政務活動費は、地方議員に支給される金銭という意味では議員報酬と同じだが、その性格は、議員としての職務の対価として与えられる反対給付である議員報酬とは大きく異なる。

地方自治法（以下自治法）制定当初、議員に対する報酬と費用弁償以外の支給については規定が置かれていなかったため、一部の自治体では、議員に対して通信費や調査研究費、調査研究旅費等の支給がなされていた。しかし、1956年の自治法改正によって、自治体がその職員に対して支給する給与その他の給付は、法律に直接根拠をもつか、または法律の具体的根拠に基づく条例によって給付する場合に限定されるようになり（自治法第204条の2）、議員に対して支給される給付が、報酬（当時）、費用弁償と期末手当に限定されることになった。そのため、各県の議会は、公益上の補助を定めた同法第232条の2に基づき、政策集団である各会派に補助金を支給する県政調査交付金制度を徐々に定めていったが、この方法でも依然問題が残った。すなわち、補助の公益性の有無などを問題として支出の違法性を争う監査請求や訴訟が住民によって全国的に提起されるとともに、交付内容の一段の透明性が求められたのである。そこで、県政調査交付金を一般的な団体補助金と同列のものとしておくのではなく、同交付金についての法律上明確な根拠を置くべきだとする要望が各県議会から全国都道府県議会議長会に訴えられるようになった。

以上の経緯を踏まえ、調査研究費等を制度化して地方議員の調査活動基盤を充実させ議会の審議能力を強化すること、そしてこれら調査研究費等の使途の透明性を確保することを立法趣旨として、政務調査費制度の創設を含んだ自治法改正案が2000年に議員立法により提出され、衆参両院にお

いて全会一致で可決された。これにより政務調査費は自治法第100条第12項・第13項（当時）に規定され、議員の調査研究に資するための必要な経費の一部として自治体が政務調査費を交付できること、そしてその収入及び支出の報告書を議長に提出しなければならないことが、法制化された。

その後、地方議員から住民意思の把握など、より広範な議員活動に充当できる経費の支給を求める声が挙がっていたことから、全国都道府県議会議長会・全国市議会議長会・全国町村議会議長会（以下三議長会）は、政務調査費制度の見直しを自民党に対して訴えかけた。この要望が積り、2012年の通常国会において民主党、自民党、国民の生活が第一、公明党の四会派が政府提出の自治法改正案に対する修正案を共同提出し、衆参両院で可決したことで、政務調査費制度は政務活動費制度へと衣替えした（自治法第100条第14項・第15項）。この改正により政務調査費が政務活動費へと変更されたことで、交付の対象、額及び交付の方法だけでなく、政務活動費を充てることのできる経費の範囲についても条例で定めることができるようになり、補助金の要請活動など幅広い議員活動・会派活動にも使用できるようになった。他方で、議長が政務活動費の使途の透明性を確保するよう努めるとする規定も追加された¹⁾（図1）。

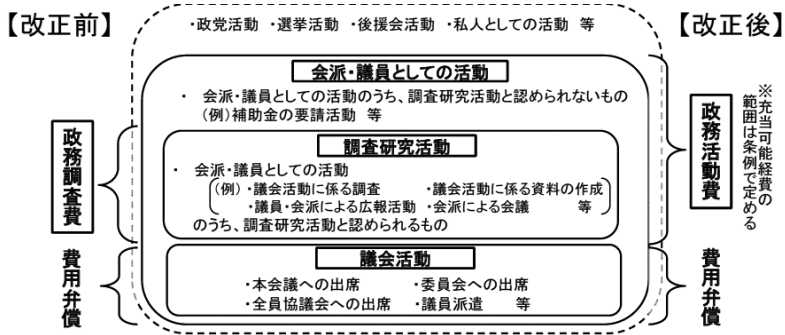
このように見てくると、2000年の自治法改正による政務調査費の法制化は、地方議員の職務の一部を明確化することにつながったといえよう²⁾。つまり、調査研究が地方議会や議員の役割に含まれることが法律上明らかになったということであり、それは総じて議員の能力や議会機能の強化につながるものと考えられる。また、2008年の同法改正において、議員報酬が非常勤職員に対する報酬規定から切り離され（自治法第203条）、2012年の改正で政務調査費制度が政務活動費制度へと変更されることで、地方議

1) 以上の経緯について、勢旗（2015）、宇賀（2019）及び内田編著（2019）参照。

2) 全国都道府県議会議長会に設置された第4次都道府県議会制度研究会は、2020年3月に刊行した報告書（http://www.gichokai.gr.jp/kenkyu/pdf/report_020330.pdf、2020年12月1日最終閲覧）において、地方議会や議員の位置付け、権限、職務等の法制化（地方自治法規定における明確化）を求めている。

図1 政務調査費と政務活動費(総務省ホームページ)

(https://www.soumu.go.jp/main_content/000376781.pdf, 2020年12月1日最終閲覧)



員としての活動が従前に比べ法律上も重視されるようになり、またその活動範囲についてもより広く解されるようになったと見ることができよう。

さらに述べると、会派・議員としての活動のうち調査研究活動に含まれないような、補助金の要請活動や会派単位の会議なども政務活動費の対象となる経費に含まれたことは、2012年の自治法改正が政党の役割を強化する可能性を包含していたと考えることができる。補助金の要請活動が多分に政治的色彩を帯びていることが、その理由として挙げられる。もちろん、議員が首長とともに自治体の代表として国に赴くこともあるが、要請先は府省に限らず国会議員のこともあるし、国会議員への陳情活動を成立させるには政党を通じたパイプが必要になることもあるだろう。また、会派の会議にも政務活動費を充当できるようになったことも、政党における政策論議の重要性が法律上認められたと解釈できるだろう³⁾。だとすると、この政務活動費制度への変更は、地方議会における政党の役割を積極

3) 中規模以上の自治体になると、自民党も含めて政党ごとに会派が成立していることが多いことに鑑みると、「会派=政党」という関係が一定程度成立していると見てよいだろう。もっとも、公明党や共産党は町村レベルの議会でも政党として会派化している一方で、旧民主党については都道府県レベルでも政党ごとに会派化されていないことが多かった(辻2018)。

視するものであったと理解することができるのではないだろうか。

結局のところ、政務活動費制度への変更による使途の拡大は、地方政治における政党や、村松（1988）がいうところの、中央レベルの政治と地方政治の間に介在する「政治ルート」の重要性を肯定したものと理解することができるだろう。本稿では、この視点から政務活動費の使途の実態を明らかにする。

第2節 政務活動費を取り扱った研究

政務活動費を取り扱った先行研究は何を論じてきたか。本節では先行研究の関心対象を特定したうえで、政務活動費の活用状況についての分析があまり行われてこなかったことを指摘する。

まず、政務活動費制度が創設されて間もない頃の研究を紹介しよう。この頃の研究は、政務調査費と政務活動費で何が変わるかに焦点を当てたものが多かったといえる。廣地（2013）は、政務調査費制度が創設されるまで、そしてそれが政務活動費制度に変更されるに至った経緯を説明したうえで、政務調査費をめぐる判例の検討から政務活動費の適正な使途の範囲について言及し、政務活動費の利用が自治体への還元につながるかどうかで判断できるだろうと論じている。寺田（2013）は、政務活動費の交付に関する条例の制定自治体数や提出者の種別、交付対象や形態、金額について調査した結果を示すとともに、政務調査費制度の適用時には使途が「調査研究」に該当するかどうかことが重要だったが、政務活動費制度に移行してからは各自治体の定める条例の規定に沿っているかどうか適法性の判断基準になると述べている。また、井上（2013）は、政務調査費制度から政務活動費制度へと変更されたことにより、その運用や情報公開の程度において変化があったかどうかを、47都道府県と20政令市を対象としたアンケート調査から明らかにした。具体的には、使途の範囲を拡大した都道府県が6割、政令市が8割以上に上ること、44県・17政令市において情報公開請求をしなくても領収書を含む収支報告書を閲覧できること、他方で、

議員個人もしくは会派ごとの収支報告をネットで公開しているのが12県・11政令市に留まっていることなどを確認した。また、ここでは、会議費として飲食を含む会合への参加に関する経費を新規に認めることにした自治体の例なども紹介されている。

続いて、政務活動費制度の運用開始後の状況について触れた分析を紹介しよう。中川内(2014)は、813市区を対象とした第3回議会改革度調査によって、領収書の添付を義務付けているのが707議会、そのうち収支報告書を閲覧できないのが384議会、インターネットや議会報で用途を公開していない議会が408議会だったと論じている。井上(2016)は、47都道府県・813市区の議長・副議長・一般議員2名を対象に行ったアンケート調査から、政務活動費制度に対する議員の考えを明らかにし、政務活動費の額について、「支給されていないが必要ない」、「多いから減らすべき」もしくは「やや多いが現状程度を維持すべき」と答えた人が合わせても1割ほどに過ぎない一方、「現状を妥当」もしくは「やや少ないが現状程度を維持すべき」と回答した人が約6割、「少ないから増やすべき」と答えた人が約2割に上ったとしている。

そして、兵庫県議会や富山市議会などで生じた政務活動費の不正使用事件を承けて、政務活動費の見直しを訴える研究もある。江口(2017)は、2016年9月の総務省自治行政局長通知において、透明性確保のための取組の深化や情報公開制度の適切な運用についての要請がなされたことを指摘するとともに、政務活動費制度を導入した自治体の数や交付方式、領収書添付提出義務の有無、収支報告書の情報公開状況などに関する実態も紹介している。また、制度運用の方向性として、情報公開を徹底するとともに議員に説明責任を果たさせることや、事務局も積極的に制度運用に関与すること、そして第三者機関を活用することの必要性を述べている。村岡(2018)もまた政務活動費制度の適正な運用のあり方について論じている。具体的には、地方議会に期待される政策形成機能や監視機能を有効に働かせるための経費を議員に自己負担させることは、議員を経済的に苦しい状

況に追い込むことを意味するために妥当ではなく、それゆえに政務活動費制度は維持すべきであるとする。そして、住民の理解を得るためにも、収支報告書や会計帳簿だけでなく領収書や調査報告書などもインターネット上で公開し、第三者機関を設置して政務活動費の運用基準のブラッシュアップに活かすべきではないかと主張している。他方で妹尾（2018）は、政務調査費・政務活動費制度の沿革について説明したうえで、政務活動費をめぐる数々の不祥事に鑑みれば、「証拠主義」や「費用弁償の原則」、「透明性の原則」などの観点から、政務活動費制度そのものを見直すべきではないかとした。このほか植村（2017）は、千葉県の市川市議会で一部の会派が政務調査費・政務活動費を大量の切手の購入に充てていたとされる問題を採り上げ、切手の数に見合うだけの会報やアンケート調査票の送付がなされたかどうかを検証する百条委員会が設置されるまでの経緯を明らかにするとともに、百条委員会での検証・審議と調査報告書の内容を概観し、これらアンケートの実施に係る証明がなされなかったと述べている。

このように、政務活動費について論じた研究の多くは、政務調査費制度との違いが何であり、用途の公開がなされるようになったかどうか、そして数々の不祥事を受けてどのように制度を改革するべきかといった点に強い関心を置いてきた。言い換えれば、そもそもどのような項目にどれほどの政務活動費が割かれてきたかといった点についてはほぼ言及がなされていない。むしろ、マスメディアや週刊誌が地方議員の政務活動費の用途について述べているのが目立つ程度であり⁴⁾、研究者の分析の焦点とされたことはほぼなかったようである。もちろん、政務活動費の使用範囲の適法性をめぐって起こされた裁判の判例評釈については政務調査費制度の時代

4) 最近の新聞報道では、東京都議会議員の2019年度政務活動費交付額の内訳について報じた「読売新聞」「朝日新聞」「毎日新聞」「産経新聞」（いずれも2020年10月8日付）がある。また週刊誌では、「エロ本購入、私的旅行、メロン貯蔵庫…『何でもアリ』政務活動費」（『サンデー毎日』2014年7月27日号）や「深層追及 こんなにおいしい！ 血税を“第二の財布（政務活動費…）”にする『議員貴族』」（同2015年10月11日号）といったタイトルで、地方議員による政務活動費の使用状況を「糾弾」する記事が書かれている。

から多数なされてきているが⁵⁾、議員による政務活動費の使用状況は明らかにされないまま、現在に至っているといえよう。

第2章 政務活動費の使用実態

第1節 分析の視点

本章では、各自治体議会がどのように政務活動費の項目を設定し、各議員がどの項目に当たる政務活動費を使用しているのかについて、項を分けて論ずる。だがその前に、分析の視点につながる、地方議会改革の2つの方向性について論じておこう。

筆者は、辻(2019)において、日本における地方議会改革に関して大きく二つの方向性があることを論じた。一つは「内からの改革」であり、議会関係者(議員や議会事務局職員)が主体となって行ってきた議会改革そのものである。これは、首長に対峙する「機関」としての議会の機能強化を目指すあり方であり、具体的な内容として、議会基本条例の制定や、住民参加と住民への情報公開の促進、議会における政策討議の充実、首長の執政に対するコントロール機能の強化などが含まれる。

それに対してもう一つの改革の方向性として、法学・政治学の研究者によって提起された、地方議員の選挙制度や地方議会を含んだ執政制度の大幅な変更の可能性を探るものがある。筆者はこれを「外からの改革論」と呼んでいる。具体的な内容としては、地方議員の選挙制度を大選挙区制主体のものから比例代表制や制限連記制に変えることで、政党・政策本位の地方政治の展開を企図したり、小規模自治体の議会について非専門の議員や議会参画員といった、これまでの地方議会で想定されてきた議員像とは

5) たとえば、平成30年11月16日最高裁判所第二小法廷判決(神奈川県議会議員政務活動費不正受給確認請求事件)について、野口貴公美(『月刊法学教室』第463号)、池原桃子(『ジュリスト』第1537号及び『法曹時報』第72巻第7号)、大協成昭(『民商法雑誌』第155巻第4号)、若狭愛子(『判例地方自治』第459号)、田中孝男(『判例評論』737号)が、それぞれ判例評釈等を行っている。

異なる種別の議員を設けることで、議員のなり手不足解消を目指すといった方向性が含まれる。

この「内からの改革」と「外からの改革論」を比較すると、互いに異なる地方議会の理想像を描いていると考えられる。前者は、政党・会派の違いを乗り越え、議会として一丸となって首長に対峙し、その政策立案能力や監視能力を発揮することが目指されており、いわば「機関対立主義」的あり方を模索する方向である。それに対して後者のうち地方議員の選挙制度改革論は、国・地方を通じたマルチレベルの政党政治の重要性を論じたものである。この見方では、たとえ首長を巻き込んでの党派的対立が地方議会に生じたとしても、むしろそれは望ましくないわけではなく、当然生ずる事態である。他方で、議員が政党の立場を通じて首長に要望を行い、それを首長が予算案に反映することで地方議員が政策を実現できるという実態と合わせて考えれば、首長と議会との関係は、「疑似議院内閣制」的あり方に到達すると見ることもできよう（辻 2021）。

翻って本稿との関係で論じれば、政務調査費が創設され、それが政務活動費へと制度変更がなされたことには、この双方の改革の方向性が含まれていたと見ることもできよう。まず、政務調査費制度の設定は、地方議員の政策調査の必要性を国として認めたことを意味することから、どちらかといえば「内からの改革」が重視する、地方議会総体としての機能の充実を意図したものであったと解釈できるだろう。それに対して、政務活動費制度へと地方自治法が改正され、その用途が補助金の要請活動や党派単位の会議にも広げられたことは、前章第1節で述べたように地方政治における政党の機能を肯定したように見受けられることから、「外からの改革論」と通ずるところがあるといえよう。

第2節 分析対象とデータ

現在もなお進行中の第2次地方分権改革は、都道府県から市区町村への条例委任を進めたが、政令市や特別区への権限移譲が進んだ一方で町村へ

のそれはそれほど進んでいない。結果として、政令市、中核市、特別区、それ以外の市、町村のそれぞれにおいて、議会にかかる負荷も異なることになったと考えられる(辻 2019)。つまり、規模の大きな自治体では議員が政務活動費を活用して条例制定・修正といった業務に当たる必要性が大いに高まった一方、農村部では議会への負担がそれほど拡大したわけではないと解釈でき、自治体の種別によって政務活動費の必要性にも違いが生じている可能性がある。

そこで本章では、兵庫県内市町を分析対象とし、各議会でのどのような項目設定が行われ、どれだけの額があてがわれているかを検討する。というのも、兵庫県には、政令市である神戸市、中核市である姫路市、尼崎市、明石市、西宮市、そしてそれ以外の36市町の、合計29市12町があり、自治体の種別や規模におけるバリエーションを見るうえで恰好の素材となっているからである。そこで、各市町議会のホームページ上で公開された2018年度政務活動費収支報告書をもとに、どのようなものが政務活動費の支出項目として設定され、実際にどれだけの額が支出されているのかについて、データを集計し分析を行う。なお、同年度において、小野市、加東市、多可町、市川町、神河町、太子町、上郡町、佐用町の兵庫県内2市6町では政務活動費が支給されていないため、これら自治体分は対象から除外する。さらに、播磨町、福崎町、新温泉町については、項目ごとの支出額データを入手できなかったため、次節第2項の分析からは除外していることを予め断っておく。

第3節 分 析

第1項 項 目

最初に着目するのは、各自治体議会が政務活動費の支出項目についてどのように規定しているか、である。2012年の自治法改正において三議長会は政務活動費交付条例案を作成し、各地方議会に示した。いわばこれは会議規則と同様に、各自治体に対して雛形を提示したものであるが、各自治

体議会が議長会による例示にどの程度追従しているのか、あるいは自治体の規模によって違いがあるのかを検討するのが、本項の目的である。つまり、政務活動費の項目の立て方を見ることで、議長会からどの程度自律的に各議会が判断しているかを検証することになる。

具体的には、全国市議会議長会が策定した「〇〇市（区）政務活動費の交付に関する条例案（例）」の第6条別表第一における用途の分類法を用い、この分類方法を各議会がどの程度採用しているかを確認する⁶⁾。この別表第一では、「調査研究費」、「研修費」、「広報費」、「広聴費」、「要請・陳情活動費」、「会議費」、「資料作成費」、「資料購入費」、「人件費」、「事務所費」の10項目が設置されている（表1）。ここからわかるように、それぞれの項目が有する性格は様々である。たとえば、「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」といった項目は、議員や会派、ひいては議会総体としての技能向上のための経費と見ることができる。これらは、本稿でいうところの、「内からの改革」つまり「機関対立主義」的あり方を目指すうえで活用されるだろう経費と考えられる。それに対して、「要請・陳情活動費」は、2012年の自治法改正で「政務調査費」から「政務活動費」に変更されたことで支出が可能となったものであり、「会議費」と合わせて、これらは「政治ルート」を通じて政策実現を目指すための費目と見ることができる。言い換えれば、これらの費用の活用は、上記「外からの改革論」が重視する、地方レベルでの政党活動の促進にもつながりうるだろう。

筆者はまず、この10項目の名称がどれほどの自治体の条例に規定されて

6) 分析対象に町も含まれているが、市議会議長会の条例案と町村議会議長会の条例案との間で分類において異なるのは、前者において「事務所費」の取り扱いとなっているものが後者において「事務費」（会派対象）もしくは「事務費」「事務所費」（議員対象）となっている点、そして前者において「広報費」と「広聴費」が分けられているのが、後者において「広報・広聴費」と統合されていることぐらいである。また、市議会議長会条例案では会派対象の分類と議員対象の分類においてほぼ相違がないため、会派を対象とした別表第一を用いた。

表1 「〇〇市(区) 政務活動費の交付に関する条例案(例)」第6条別表第一
(勢旗2015, 147)

項目	内容
調査研究費	会派が行う市(区)の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修費	会派が研修会を開催するために必要な経費、団体等が開催する研修会の参加に要する経費
広報費	会派が行う活動、市(区)政について住民に報告するために要する経費
広聴費	会派が行う住民からの市(区)政及び会派の活動に対する要望、意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
要請・陳情活動費	会派が要請、陳情活動を行うために必要な経費
会議費	会派が行う各種会議、団体等が開催する意見交換会等各種会議への会派としての参加に要する経費
資料作成費	会派が行う活動に必要な資料の作成に要する経費
資料購入費	会派が行う活動に必要な図書、資料等の購入に要する経費
人件費	会派が行う活動を補助する職員を雇用する経費
事務所費	会派が行う活動に必要な事務所の設置、管理に要する経費

いるかを確認した(表2)⁷⁾。表のうち、太字で表記したものは8割以上の自治体で同名費目として設定があるもの、逆に網掛けで示したものは5割以下の自治体でしか設定がないものである(表3も同様)。全市町について確認できるのは、「人件費」、「事務所費(事務費)」以外の項目については、およそ6割以上の自治体が設定をしているということである。ただ、人口規模の違いに着目すると、政令市・中核市では「要請・陳情活動費」や「資料購入費」、「人件費」を除いては、独自の名称を政務活動費の対象費目とすることが多い一方、政令市・中核市を除く市では全体的に市議会議長会案通りに設定する傾向にあることが確認できた。また、町では「調査研究費」や「研修費」、「会議費」や「資料購入費」を除く項目につ

7) 町議会については、「事務所費」、「広報・広聴費」の規定があるものについても勘定に加えた。

表2 各議会の政務活動費支出対象項目の市議会議長会条例案との一致度
(筆者作成)

(一致)	全市町	全市	市			全町 (6町)
			政令市・ 中核市	10万人以上市 (政令市・中核市除く)	10万人 未満市	
調査研究費	69.7%	63.0%	40.0%	60.0%	70.6%	100.0%
研修費	63.6%	55.6%	0.0%	60.0%	70.6%	100.0%
広報費(町:広報・広聴費)	66.7%	70.4%	40.0%	80.0%	76.5%	50.0%
広聴費(町:広報・広聴費)	66.7%	70.4%	40.0%	80.0%	76.5%	50.0%
要請・陳情活動費(町:要請陳情等活動費)	60.6%	63.0%	80.0%	60.0%	58.8%	50.0%
会議費	63.6%	59.3%	40.0%	40.0%	70.6%	83.3%
資料作成費	69.7%	74.1%	40.0%	80.0%	82.4%	50.0%
資料購入費	87.9%	88.9%	80.0%	80.0%	94.1%	83.3%
人件費	48.5%	51.9%	80.0%	60.0%	41.2%	33.3%
事務所費(町:事務費)	39.4%	37.0%	20.0%	40.0%	41.2%	50.0%

いて、設定頻度が低いことがわかった。

次に、各議会が独自に設けた費目を、市議会議長会の条例案(例)の10項目に当て嵌めたうえで⁸⁾、各議会がそれぞれに該当する費目を政務活動費の対象として定めたのか、それとも一部についてのみ費目設定しているのかを表3としてまとめた⁹⁾。

表3から、実質的に「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」に当たるものは非常に多くの自治体議会で設定がなされているものの、「人件費」や「事務所費(事務費)」、「要請・陳情活動費」に当たるものを設定している議会の割合が5割から6割程度に過ぎないことが明らかになった。また、自治体の規模の違いに着目すると、政令市や中核市では「資料作成

8) たとえば、神戸市では「調査委託費」、「管外調査費」、「交通費」、「会議・研修費」、「広報費」、「広聴費」、「要請・陳情活動費」、「資料購入費」、「人件費」、「その他の経費」が、政務活動費の支出項目として条例で定められているが、このうち「調査委託費」、「管外調査費」、「交通費」を市議会議長会案10項目のうちの「調査研究費」に、「会議・研修費」を「研修費」と「会議費」に、それぞれ該当するものとして判断を行った。なお、「その他」とされた分については10項目の分類に含めていない。

9) 各議会についての詳細な分類については、補表をご覧ください。

表3 各議会の政務活動費支出対象項目の設定割合 (筆者作成)

(項目)	全市町	全市	市			全町 (6町)
			政令市・ 中核市	10万人以上市 (政令市・中核市除く)	10万人 未満市	
調査研究費	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
研修費	97.0%	96.3%	80.0%	100.0%	100.0%	100.0%
広報費 (町: 広報・広聴費)	81.8%	88.9%	100.0%	100.0%	82.4%	50.0%
広聴費 (町: 広報・広聴費)	78.8%	85.2%	80.0%	100.0%	82.4%	50.0%
要請・陳情活動費 (町: 要請陳情等活動費)	63.6%	66.7%	80.0%	80.0%	58.8%	50.0%
会議費	72.7%	70.4%	100.0%	40.0%	70.6%	83.3%
資料作成費	72.7%	77.8%	40.0%	100.0%	82.4%	50.0%
資料購入費	93.9%	96.3%	100.0%	100.0%	94.1%	83.3%
人件費	51.5%	55.6%	100.0%	60.0%	41.2%	33.3%
事務所費 (町: 事務費)	63.6%	66.7%	80.0%	80.0%	58.8%	50.0%

費」を除いた9項目については8割以上の議会で設定があるものの、人口規模が小さくなるほど費目設定の対象が減少し、町レベルでは「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」や「会議費」に含まれない分については政務活動費を充当できない議会が多いことが確認できた。

このように、市議会議長会がつくった政務活動費の支払いの対象について、自治体の規模によって項目ごとにばらつきがあることがわかるだろう。政令市や中核市では議長会条例案(例)と同じ費目名称を用いることが少ないものの、実質的にはほぼすべての項目について政務活動費を充てることができる議会が多い。逆に人口規模が小さくなるほど、特に町部では、政務活動費として支出できる対象項目が少なくなるのである。

要するに、本項の分析から、規模の大きな自治体ほど、独自の支出項目名称を設けつつも、市議会議長会が想定したほぼすべての費目を支弁できる状況にある一方、規模が小さくなるほど、議長会の提案に乗ることのできる一部の項目しか経費の範囲として認めない傾向があることが、明らかになった。

第2項 使用額

続いて、各議会がどれだけの金銭を政務活動費として計上されたかに着目した分析を行う。

各議会は、年度ごと（あるいはそれよりも短い期間ごと）に政務活動費収支報告書をホームページ上などで公表している。政務活動費は会派単位もしくは各議員単位で支給されるが、筆者は各議会で支給された政務活動費の総額を、市議会議長会条例案（例）の10項目に即して算出した¹⁰⁾。

表4は、「その他」も含めた11項目について、政務活動費支出総額に占める割合を計算したものである。全市町ベースで見ると「広報費」が支出額の4割を占め、続いて「人件費」、そして「調査研究費」の順となっているが、これは、兵庫県内市町のうち都市部で支給される政務活動費の額が高いためである（後述）。

より詳しく見てみよう。「政令市・中核市」、「10万人以上市（政令市・中核市除く）」、「10万人未満市」、「全町」で比較すると、人口が10万人以上の自治体議会では4割以上が「広報費」に費やされる一方、人口が10万人未満の市ではその割合が27%程度となり、町では10%を切る水準にまで下がる（「広報・広聴費」として広聴費の全額が広報費に操り入れられていたとしても20%に届かない）。「人件費」についても同様で、政令市・中核市では政務活動費の2割ほどが割かれているものの、それ以外の市や町では5%以下に留まる。逆に、人口が10万人を下回る市や町では、議会機能を高めるための「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」に費やされる政務活動費が合わせて6割から7割以上を占め、政令市・中核市で2割を切るのとは好対照となっている。

そして、「要請・陳情活動費」と「会議費」については、どの自治体議

10) たとえば、「広報広聴費」や「研究研修費」といった名目で、二つの項目にまたがって費目設定がなされている場合（補表の斜体字で表されたもの）については、当該計上額を二分して、半分を「広報費」もしくは「調査研究費」に、もう半分を「広聴費」もしくは「研修費」に、それぞれ配分して計算した。

表4 各議会の政務活動費支出対象項目の支出割合 (筆者作成)

(総額に占める割合)	全市町	全市	市			全町 (3町)
			政令市・ 中核市	10万人以上市 (政令市・中核市除く)	10万人 未満市	
調査研究費	14.1%	13.9%	11.2%	13.5%	44.6%	35.6%
研修費	3.6%	3.5%	2.3%	5.7%	12.0%	24.1%
広報費	40.5%	40.8%	41.8%	41.9%	26.7%	9.3%
広聴費	5.7%	5.7%	6.7%	2.2%	1.2%	9.3%
要請・陳情活動費	0.4%	0.4%	0.5%	0.2%	0.3%	0.2%
会議費	0.5%	0.5%	0.7%	0.0%	0.0%	0.5%
資料作成費	2.0%	2.0%	0.1%	13.1%	3.4%	0.1%
資料購入費	3.8%	3.7%	2.7%	8.3%	6.1%	16.2%
人件費	18.0%	18.1%	22.1%	3.4%	0.0%	0.1%
事務所費	6.5%	6.5%	5.8%	11.6%	5.7%	4.8%
その他	4.9%	4.9%	6.1%		0.0%	

表5 各議員の政務活動費支出対象項目についての支出年額 (単位円, 筆者作成)

(議員一人当たり支出額)	全市町	全市	市			全町 (3町)
			政令市・ 中核市	10万人以上市 (政令市・中核市除く)	10万人 未満市	
調査研究費	116,046	121,888	231,388	76,513	60,617	36,321
研修費	29,897	30,289	48,103	32,185	16,372	24,539
広報費	332,803	356,499	860,418	237,341	36,359	9,452
広聴費	47,027	49,781	136,976	12,253	1,585	9,452
要請・陳情活動費	3,552	3,801	9,824	1,330	419	166
会議費	4,377	4,659	13,510	178	52	529
資料作成費	16,303	17,491	2,052	74,340	4,651	86
資料購入費	30,941	32,000	55,601	46,962	8,261	16,478
人件費	147,750	158,573	454,730	19,071	0	74
事務所費	53,348	56,899	118,543	65,825	7,731	4,894
その他	39,954	42,882	125,955		0	
計	821,998	874,762	2,057,099	565,997	136,048	101,993
政務活動費支給年額	940,022	998,650	2,214,888	760,930	204,738	140,000

会でも活用が非常に低調である。つまり、政務活動費を用いての、会派活動を通じた「政治ルート」による政策の実現を目指す議会の動きがほとんど見られないことを意味していると思われる。

このことは、議員一人当たりの政務活動費使用額を見ると、より明らかである。表5は、表4と同様に、市議会議長会条例案（例）の10項目と「その他」を合わせた11項目について、各議員が一年間でどれだけ政務活動費を使用したか、その平均額を算出したものである¹¹⁾。

まず表5の一番下2行を見てわかるのは、人口規模の違いによって、政務活動費の支給年額平均も実際の使用額も大きく異なるということである。兵庫県全体では市、特に政令市や中核市の議員数が多いため、県内市町議会議員の政務活動費の一人あたり平均使用年額は82万円程度となっているが、政令市・中核市議会議員が平均して年間200万円以上の政務活動費の支給を受け使用しているのに対し、人口が10万人を切る市町では、支給年額も最少の町議会で6万円、平均しても10万円台、使用年額も平均してやはり10万円台にとどまっている。

続いて項目ごとの違いに注目しよう。「要請・陳情活動費」に費やしているのは、全市町議員平均で3500円程度に過ぎない。比較的多額の政令市・中核市でも1万円台である一方、人口10万人を切る市町では数百円程度でしかない。「会議費」の使用実績も、政令市・中核市を除いてほとんど存在しない。そして、政令市・中核市の議員は、年間約86万円を「広報費」に、約45万円を「人件費」に費やしている一方、10万人未満の市や町では「広報費」で数万円単位、「人件費」はほぼゼロという状態である。そして、人口10万人未満の市町の「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」としての使用額も、約33万円を計上している政令市・中核市、約15万円を費やしている人口10万人以上の市に遠く届かない、一人あたり平均して7万円ないし9万円という状況である。

結局のところ、政務活動費は、人口規模によってその使途が異なる傾向

11) なお、自治体議会によっては、政務活動費の支給額の範囲内で支出報告書を提出している場合と、政務活動費の支給額を超えた分について自費で補った分も含めて支出報告書の提出を認めている場合とがある。本稿では、自費で補っている額の割合が全体としてそれほど大きくないことから、後者の場合について自費で補った分も含めて各項目の支出額に含め算出を行った。

にあるものの、議会機能の強化を図るという側面から見れば、十分に活用できているとは言い難い。大規模自治体では次期選挙で当選確率を高めるために自己PRをする側面が相当色濃いチラシの印刷・送付に多くが費やされ、小規模自治体では調査・研修に割かれる割合が高いものの政務活動費の額が限られているからである。また、「要請・陳情活動費」や「会議費」に多くの額が費やされていれば、マルチレベルでの政党活動の活性化にもつながっていると考えられそうではあるが、自治体の人口規模の違いに関わりなく、実際はそのようになっていない。政務活動費制度の使用実態から明らかになったのは、特に小規模自治体にとって、その活用範囲と活用量の双方において限界があるということであった。

第4節 小 括

本章ではまず、政務活動費制度において、地方議会総体としての機能強化を目指す「内からの改革」の方向性と、他方で政党活動を支援する「外からの改革論」の提起する方向性の双方が織り込まれていることを指摘した。さらに、それを政務活動費の項目に落とし込んで理解すると、「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」は議員の能力や議会機能の向上を目指すものとして考えられる一方で、「要請・陳情活動費」や「会議費」はマルチレベルにおける政党活動の活性化に資するものとみなすことができると論じた。そのうえで、兵庫県内市町を題材として、各議会の政務活動費の支出対象範囲の設定状況と使用額について調査・分析した結果を示した。政令市・中核市など大規模自治体では、市議会議長会の例示した10項目とは異なる名称で費目を設定しつつも、ほぼすべての項目をカバーする形で政務活動費として支出できる状態にあった。逆に小規模自治体では、市議会議長会が例示した名称を用いつつも、経費の範囲として設定できたものは一部の項目に留まることが確認できた。

そして、政務活動費の使用額と割合についても、自治体規模の違いによって違いが見えることを明らかにした。何よりも、大規模自治体と小規

模自治体とで政務活動費の交付額に大きな違いがあることで、その使途についても異なる傾向にあることを確認した。すなわち、大規模自治体よりも小規模自治体において、議会の機能強化につながるような「調査研究費」や「研修費」、「資料購入費」といった費目により大きな割合が充当されていたが、一人当たりの政務活動費の額面でいえば、大規模自治体のそれに比べると相当少ないことが明らかになった。

他方で、2012年の自治法改正の目玉の一つが、政務調査費制度運用時に比べての、政務活動費の使用範囲の拡大であったものの、「要請・陳情活動費」や「会議費」として使われる額も割合も、他の項目に比べて限りなく小さいことが確認された。要するに、マルチレベルでの政党活動活性化の側面として政務活動費を活用するという実態が総じて見られなかったことが、本章の分析から得られた知見であった。

結びにかえて

本稿では、2012年の地方自治法改正によって使用できるようになった政務活動費に焦点を当て、その制度変更の趣旨と使用実態との関係について分析を行った。具体的には、政務活動費制度の前身に当たる政務調査費制度も含め、その創設の経緯について検討を行い、政務調査費・政務活動費制度の活用によって議員の能力向上や議会機能の強化につなげようとする意図があったことを述べた。また、政務調査費から政務活動費に制度が変更され、補助金の要請や会派の会議などのためにも政務活動費を充当できるようになったことは、地方レベルでの政党活動に資するものであったと論じた。これらはそれぞれ、「内からの改革」、すなわち首長に対峙する議会の機能強化を目指す「機関対立主義モデル」の方向性と、「外からの改革論」のなかでも選挙制度改革論が求めるところである、政党機能の促進の方向性の双方に該当すると、筆者は考えた。

そのうえで、政務活動費をめぐる研究動向を概観したところ、政務活動

費の使用状況についての情報公開の有無や政務活動費の不正使用を踏まえての制度改革論を提起した研究はあるものの、そもそもどれだけの額がどのような費目として活用されたのかといった使用実態そのものについての分析がなされてこなかったことを指摘した。

そこで本稿では、兵庫県内市町を対象に、政務活動費の使用実態について分析を行った。まず、各自治体議会の費目設定に注目し、市議会議長会が提示した10項目の雛形にどの程度即した形で項目を設けているのか、また実質的にどのような項目に政務活動費を使用できるかについて、検討を行った。その結果、大規模自治体の議会は、議長会の示した雛形とは異なる独自の費目設定を行いつつもほぼすべての項目について支出を認める一方、小規模自治体の議会では、概ね議長会の項目設定を踏襲しているものの、町レベルになると、「人件費」や「広報・広聴費」、「要請・陳情活動費」としての支出を認めない議会の割合が高くなることを確認した。

続いて、政務活動費の交付額と使用額に注目し、「議会機能の強化」と「政党機能の促進」それぞれにつながる、「調査研究費」・「研修費」・「資料購入費」や「要請・陳情活動費」・「会議費」といった項目の使用割合や使用額がどうなっているか、そして自治体規模によって違いがあるかについて分析した。ここから明らかになったのは、第一に、大規模自治体の議会では、政務活動費の交付額・使用額ともに多額で、そのうちの相当大きな割合をチラシ印刷などの「広報費」に費やしていることである。第二に、小規模自治体では調査研究や研修に充てる割合が高いものの、そもそも議員一人当たりの支給額に限られているため、使用額が大規模自治体のそれに届いていないことである。そして第三に、政務活動費が、政党活動にもつながる要請や陳情活動、あるいは会議の開催に、自治体の規模に関係なくほとんど活用されていないことである。要するに、政務活動費の活用において、特に小規模自治体について「機関対立主義モデル」の方向性を探るあり方にも限度があり、かといって、マルチレベルでの政党活動を促進する方向性についても、その使用実態からはほとんど確認できなかったこ

とが、本稿での検討から明らかになったのである。

最後に、政務活動費の使用実態と自治体議会の自律性の関係について言及しておこう。繰り返し述べてきたように、政務活動費の費目名称の調査により、大規模自治体ほど独自の項目設定を行える一方で、小規模自治体ではすべての項目を設けることができないことが明らかになった。また、表4や表5から、「その他」の項目を実質的に活用できている自治体議会も、政令市・中核市に限られていることがわかる。このように大規模自治体の議会では、市議会議長会が指定した、あるいは地方自治法の規定において政務活動費の使用対象として想定された、議員・議会活動の範囲を超える活動を、各議員が採りうる状態にある。しかしながら、小規模自治体の議会では、地方自治法や市議会議長会から自律的に、条例制定によって政務活動費の使用範囲を指定できるかどうか以前の状況にある。これら法規が想定した範囲をすべて含めることすら許されず、各議員は自費を支払わないと十分な議員・議会活動を行えない状態に置かれてしまっているのである。それでも、小規模自治体の議員や議会が、二元代表制の一翼として、首長による執政を監視するとともに、独自の政策提案を行わなければならないというのは、相当酷であるといえないだろうか。このような状況では、議員のなり手不足が生じても仕方がないのではないか。財政的な制約のために、議員報酬の額も低く抑えられ、政務活動費も支給されないか支給されても少額という小規模自治体の議会について、その根本的な機能や制度のあり方を議論する時期にさしかかりつつあるのかもしれない。

<参考文献>

- 井上明彦（2013）「政務活動費でどう変わったか 都道府県・政令市調査 使途拡大は限定的」『日経グローバル』219号
- 井上明彦（2016）「特集 地方議員2514人の意識調査：政務活動費『規制強化が必要』7割超」『日経グローバル』301号
- 植村秀樹（2017）「政務活動費の不正使用問題——千葉県市川市の事例——（1）・（2）」『流経法學』第16巻第2号・第17巻第1号

- 宇賀克也 (2019) 『地方自治法概説 (第8版)』 有斐閣
- 内田一夫編著 (2019) 『判例から学ぶ政務活動費の実務——制度の基本から適正運用まで——』 ぎょうせい
- 江口哲郎 (2017) 「政務活動費制度について」『地方自治』 第833号
- 妹尾克敏 (2018) 「自治体議会における『政務活動費』に関する一考察」『松山大学論集』 第30巻第4-2号
- 勢旗了三 (2015) 『地方議会の政務活動費』 学陽書房
- 辻陽 (2018) 「旧民主党と都道府県議会会派」『都市問題』 第109巻第5号
- 辻陽 (2019) 『日本の地方議会』 中公新書
- 辻陽 (2021) 「地方議会における政党制と代表制——政策論争か普遍的代表性か——」『政策科学』 第28巻第3号
- 寺田雅一 (2013) 「政務活動費の交付に関する条例の制定状況に関する調査結果について」『地方自治』 第790号
- 中川内克行 (2014) 「全国市区議会調査から(2)政務活動費、費用弁償、議員報酬
政務活動費、半数以上が使途非公開 額は微増、最多は大阪市の年684万円」
『日経グローバル』 249号
- 廣地毅 (2013) 「政務活動費の法的性質に関する一考察 政務調査費から政務活動費へ」『自治研究』 第89巻第4号・第5号
- 村岡悠子 (2018) 「政務活動費の透明性確保と適正化に関する一考察」『龍谷法学』 第50巻第4号
- 村松岐夫 (1988) 『地方自治』 東京大学出版会

【謝辞】 本稿は、2020年度日本行政学会研究会分科会D1「地方議会と行政」において報告したものを一部分割し、大幅に加筆修正したものである。報告に当たってコメントいただいた土山希美枝先生と襲田正徳先生に御礼申し上げる。また、報告の機会を与えて下さった長野基先生にも感謝申し上げる。

政務活動費の使用実態と自治体議会の自律性（辻）

補表 兵庫県内市町議会の政務活動費設定項目（筆者作成）

	神戸市	姫路市	尼崎市	明石市	西宮市	洲本市	芦屋市
種別	政令市	中核市	中核市	中核市	中核市	市	市
人口	1,537,272	535,664	452,563	293,409	487,850	44,258	95,350
2018年議員数(定数)	69(69)	44(47)	42(42)	29(30)	39(41)	18(18)	20(21)
政務活動費(月額)	380000	85000	100000	80000	120000	12500	70000
調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費
研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費
広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費
広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費
要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費
会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費
資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費
資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費
人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費
事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費
その他	その他の経費	その他	その他	その他	その他	その他	その他

	伊丹市	相生市	豊岡市	加古川市	赤穂市	西脇市	宝塚市
種別	市	市	市	市	市	市	市
人口	196,883	30,129	82,250	267,435	48,567	40,866	224,903
2018年議員数(定数)	27(28)	14(14)	24(24)	31(31)	18(18)	15(16)	23(26)
政務活動費(月額)	60000	12000	10000	70000	22000	3708.333333	80000
調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費
研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費
広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費
広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費
要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・要望活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費
会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費
資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成・購入費
資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料作成・購入費
人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費
事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	備品消耗品費	事務所費	事務所費	事務所費
その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他	その他

	三木市	高砂市	川西市	小野市	三田市	加西市	(丹波) 篠山市
種別	市	市	市	市	市	市	市
人口	77,178	91,030	156,375	48,580	112,691	44,313	41,490
2018年議員数(定数)	16(16)	19(19)	26(26)	16(16)	22(22)	15(15)	17(18)
政務活動費(月額)	10000	25000	60000	0	45000	8333.333333	20000
調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費
研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研修費
広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費	広報費
広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	広聴費
要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請・陳情活動費
会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費
資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費	資料作成費
資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費
人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費	人件費
事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費	事務所費
その他	その他の経費	その他の経費	その他の経費	その他の経費	その他の経費	その他の経費	その他の経費

立命館法学 2020年5・6号 (393・394号)

	養父市	丹波市	南あわじ市	朝来市	淡路市	宍粟市	加東市
種別	市	市	市	市	市	市	市
人口	24,288	64,660	46,912	30,805	43,977	37,773	40,310
2018年議員数(定数)	15 (16)	20(20)	18(18)	18(18)	18(18)	16(16)	16(16)
政務活動費(月額)	5000	10000	12500	10000	12500	15000	0
調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	調査研究費	研究研修費、調査旅費	調査研究費	
研修費	研修費	研修費	研修費	研修費	研究研修費	研修費	
広報費	広報費	広報費	広報・広聴費	広報費		広報費	
広聴費	広聴費		広報・広聴費	広聴費	広聴費	広聴費	
要請・陳情活動費			要請・陳情活動費	要請・陳情活動費		要請・陳情活動費	
会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	会議費	
資料作成費	資料作成費		資料作成費	資料作成費		資料作成費	
資料購入費	資料購入費		資料購入費	資料購入費	資料購入費	資料購入費	
人件費						人件費	
事務所費		事務費、備品購入費	事務費			事務所費	
その他					その他の経費		

	たつの市	猪名川町	多可町	福美町	播磨町	市川町	福崎町
種別	市	町	町	町	町	町	町
人口	77,419	30,838	21,200	31,020	33,739	12,300	19,738
2018年議員数(定数)	22(22)	16(16)	14(14)	16(16)	14(14)	11 (12)	14(14)
政務活動費(月額)	20000	20000	0	10000	10000	0	10000
調査研究費	調査研究費	調査研究費		調査研究費	調査研究費		調査研究費
研修費	研修費	研修費		研修費	研修費		研修費
広報費	広報費	広報・広聴費					
広聴費	広聴費	広報・広聴費					
要請・陳情活動費	要請・陳情活動費	要請陳情等活動費					
会議費	会議費	会議費		会議費	会議費		
資料作成費	資料作成費	資料作成費					
資料購入費	資料購入費	資料購入費		資料購入費	資料購入費		
人件費	人件費						
事務所費	事務所費	事務費					
その他							

	神河町	太子町	上郡町	佐用町	香美町	新温泉町
種別	町	町	町	町	町	町
人口	11,452	33,690	15,224	17,510	18,070	14,819
2018年議員数(定数)	12(12)	16(16)	10(10)	14(14)	16(16)	16(16)
政務活動費(月額)	0	0	0	0	5000	5000
調査研究費					調査研究費	調査研究費
研修費					研修費	研修費
広報費					広報・広聴費	広報・広聴費
広聴費					広報・広聴費	広報・広聴費
要請・陳情活動費					要請陳情等活動費	要請陳情等活動費
会議費					会議費	会議費
資料作成費					資料作成費	資料作成費
資料購入費					資料購入費	資料購入費
人件費					人件費	人件費
事務所費					事務費	事務所費、事務費
その他						

注：太子は市議会議員会
もしくは町村議会議員会
と同一名称の項目設定と
なっている分を、斜体字
は市議会議員会の設定し
た項目では複数の項目に
分割される分を、それぞ
れ示している